

旭川社会人バスケットボール連盟 登録・大会参加規定

- 第1条 旭川社会人バスケットボール連盟（以下、本連盟）は、本連盟規約第5条により、登録に関する規定を定める。
- 第2条 この規定は、旭川地区バスケットボール協会登録規定第2条に準じた登録を目的として、本連盟主催大会に参加するチームを対象として適用する。
- 第3条 チームは、年度当初に本連盟に登録し、承認を受けなければならない。登録事項に変更が生じた場合は速やかに届けなければならない。
- 第4条 本連盟主催または共催する大会には、本連盟に登録したチーム以外は参加できない。
- 第5条 本連盟に登録するチームは、以下のすべての事項を満たさなければならない。
1. 本連盟登録規定を遵守するチーム及び競技者であること。
 2. 本連盟が円滑に機能するために協力出来るチームであること。
 3. ユニフォームを濃淡それぞれ1セット以上用意していること。（淡色は白色が望ましい）
 4. ひとつのグループを複数チームに分けて登録する場合は、各々別チームと登録しなければならない。但し、チーム名は区別出来るよう配慮すること。（A・Bなど）
 5. 大会申込の際、JBA 公認コーチ（E級以上）を1名以上登録すること。
 6. 大会申込の際、JBA 公認審判（E級以上）を2名以上登録すること。（本連盟主催または共催する大会の審判要請に応えられることが望ましい）
- 第6条 本連盟のチーム登録について、以下の通り定める。
1. 登録手続は、定められた期日までに完了しなければならない。
 2. 登録手続の完了とは、定められた方法による申込と登録料の納入をいう。
 3. 登録有効期間は、5月1日から翌年4月30日までの1年間とする。
 4. 登録料は、別途定める。
- 第7条 チーム登録の変更・抹消に関して、以下の通り定める。
1. 登録事項の変更をする場合は、定められた方法により速やかに申し出る。
 2. チームの登録を抹消する場合は、定められた方法により速やかに申し出る。この場合、登録料は返金しない。
- 第8条 本連盟の大会参加申込について、以下の通り定める。
1. 大会参加申込は、定められた期日までに完了しなければならない。
 2. 大会参加申込の完了とは、定められた方法による申込と大会参加料の納入をいう。
 3. 大会参加料は、大会ごとに別途定める。
- 第9条 本連盟主催大会に参加するチームの競技者は、以下のすべての事項を満たさなければならない。
1. JBA に競技者登録していること。
 2. 16歳以上であること。（ただし、高校・高専で登録している18歳以下の競技者は登録できない）
 3. 本連盟に登録されている1チームのみに登録していること。（同一年度内に複数のチームで登録することはできない）
- 第10条 一度納入された登録料または大会参加料は、以下を除きいかなる場合も返還しない。
1. 災害その他避けることのできない事由が発生し、大会が事前に中止された場合に限り、全部または一

部を返還、あるいは同等の処置を行う場合がある。

第 11 条 本規定に違反したチーム及び競技者に関して、以下の通り定める。

1. チーム及び競技者が規定に違反したと認められた場合は、常任理事会で審議し処罰することがある。
2. 処罰は、チームの登録抹消、競技者の登録抹消、一定期間の出場停止、その他とする。

第 12 条 本連盟の登録事務処理は、総務委員会登録担当者とする。

第 13 条 本規定の改定は、常任理事会において行う。

付則

1. 本規定は平成 10 年 5 月 21 日から施行する。
2. 本規定は平成 19 年 4 月 25 日改定施行する。
3. 本規定は平成 23 年 4 月 21 日改定施行する。
4. 本規定は平成 24 年 4 月 24 日改定施行する。
5. 本規定は平成 25 年 4 月 23 日改定施行する。
6. 本規定は平成 31 年 4 月 12 日改定施行する。
7. 本規定は令和 2 年 5 月 1 日改定施行する。